

令和元年度 第4回大潟区地域協議会次第

日時 令和元年7月25日(木)午後6時30分から

会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諮問事項

(1) (仮称) 上越市体操アリーナの管理の在り方(諮問第60号)について

資料No.1

4 報告事項

(1) 総合事務所時間外受付の見直し(案)について

資料No.2

5 協議事項

(1) 自主的審議事項「鵜の浜温泉の活性化」について

配付資料

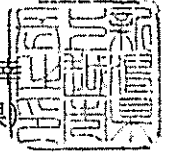
6 その他

7 閉 会

上教ス第4454号
令和元年7月16日

大潟区地域協議会
会長 佐藤 忠治 様

上越市長 村山 秀幸
(教育委員会スポーツ推進課)



(仮称) 上越市体操アリーナの管理の在り方について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第60号 (仮称) 上越市体操アリーナの管理の在り方について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

(仮称) 上越市体操アリーナが令和2年1月に供用を開始する見込みとなったことから、当該施設の利用時間及び休館日を別紙のとおり定めることに関し、大潟区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

○ (仮称) 上越市体操アリーナ

1 利用時間

午前9時から午後10時まで

2 休館日

- (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

施設の概要について

1 施設の名称

(仮称) 上越市体操アリーナ ※検討中

2 施設の位置

上越市大潟区九戸浜 338 番地

3 施設の利用時間・休館日

(1) 利用時間

午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 休館日

① 月曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日

② 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

4 施設の概要

(1) 竣工日：令和元年 12 月（予定）

(2) 供用開始日：令和 2 年 1 月（予定）

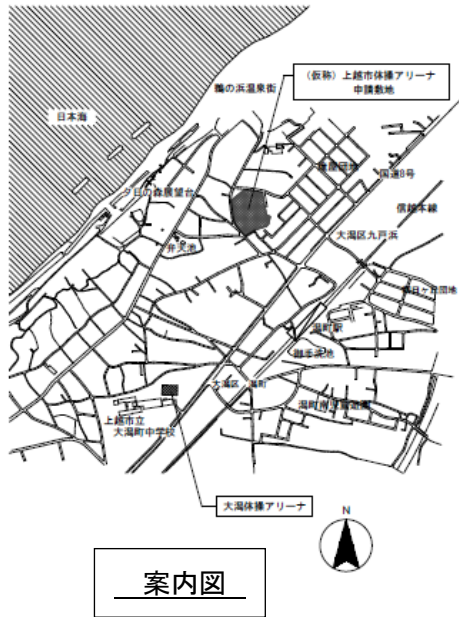
(3) 延べ床面積：3,812.00 m²

体 操 場	： 1,722.90 m ²
多 目 的 室	： 215.15 m ²
会 議 室	： 150.46 m ²
ランニングコース	： 425.15 m ²
その他附属施設等	： 1,298.34 m ²

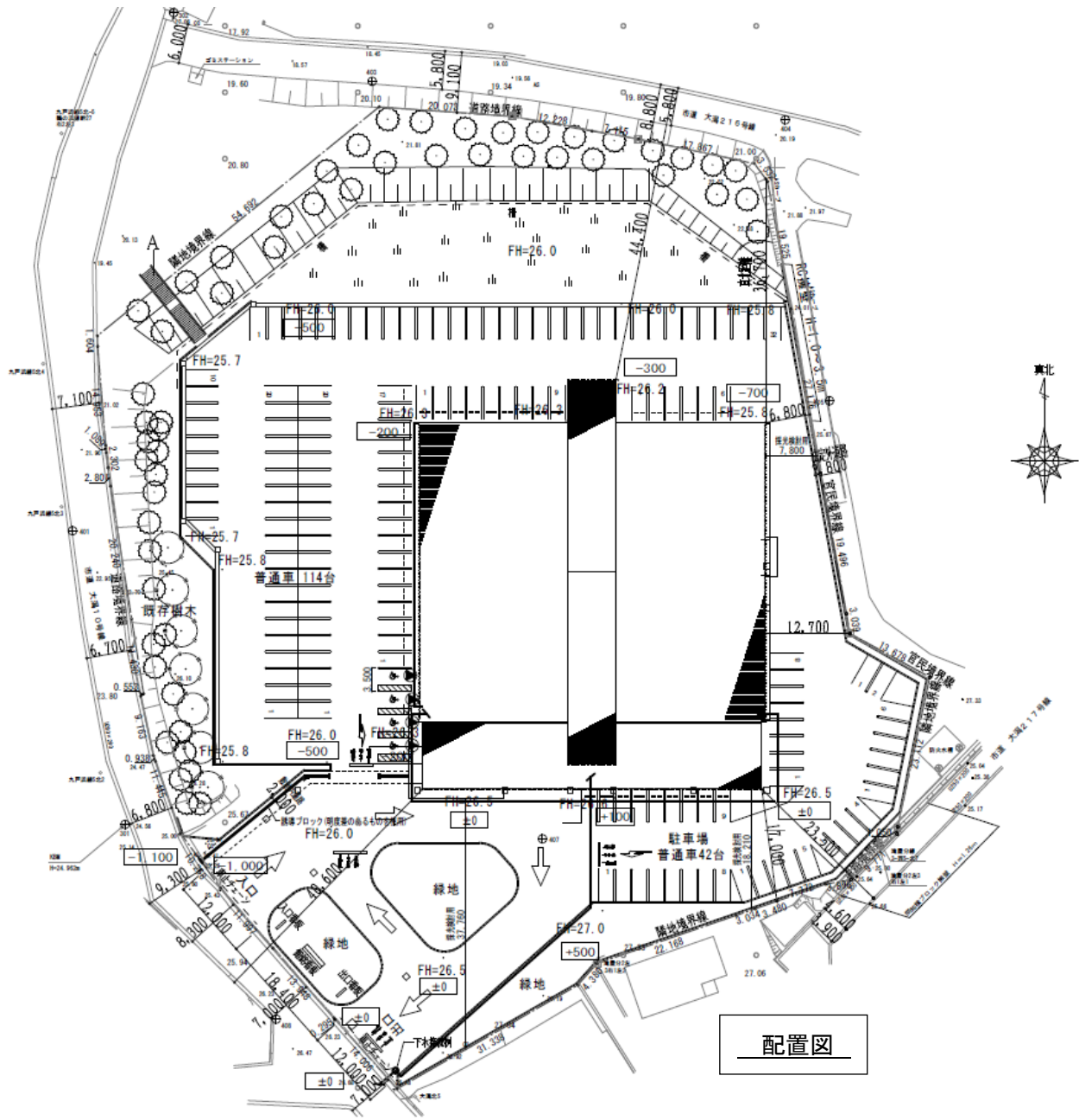
(4) 構造等：鉄骨造 2 階建て

(5) 施設：別紙案内図、配置図、平面図のとおり

案内図・配置図



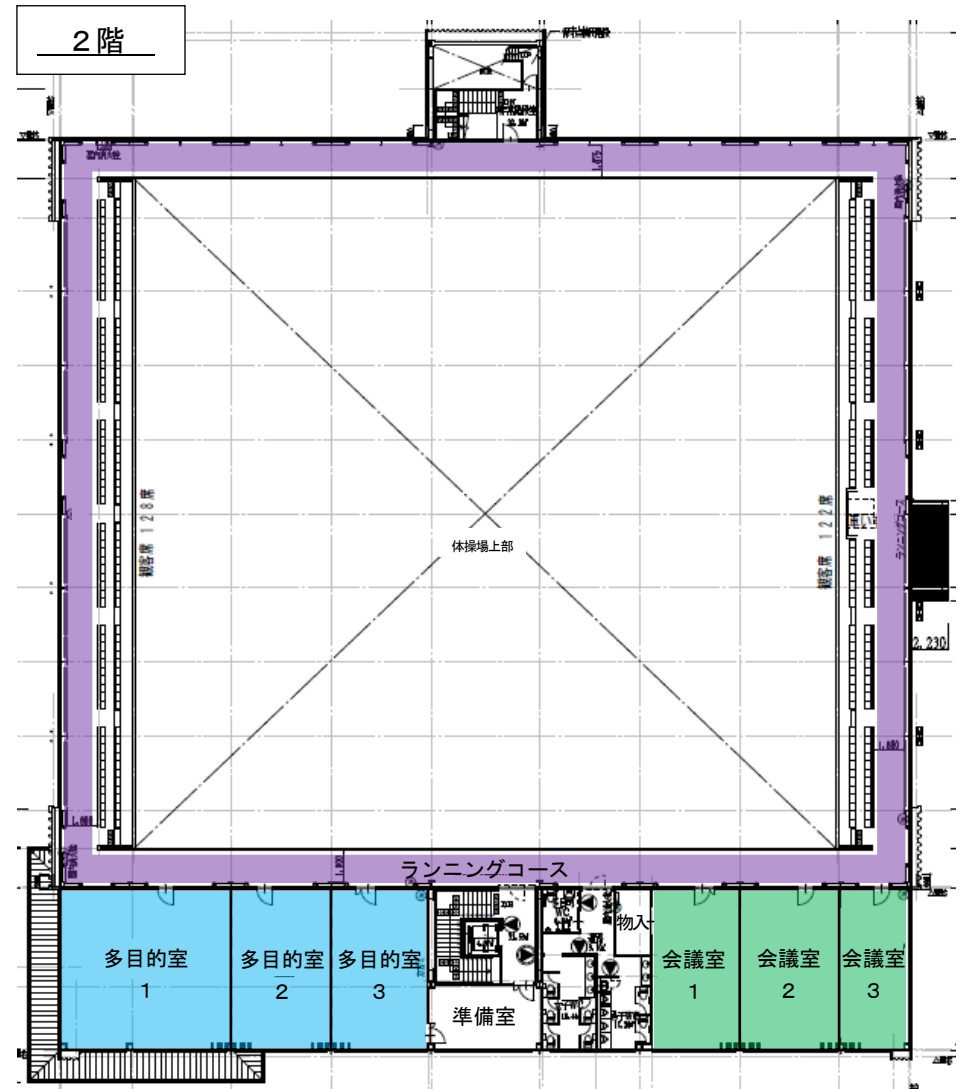
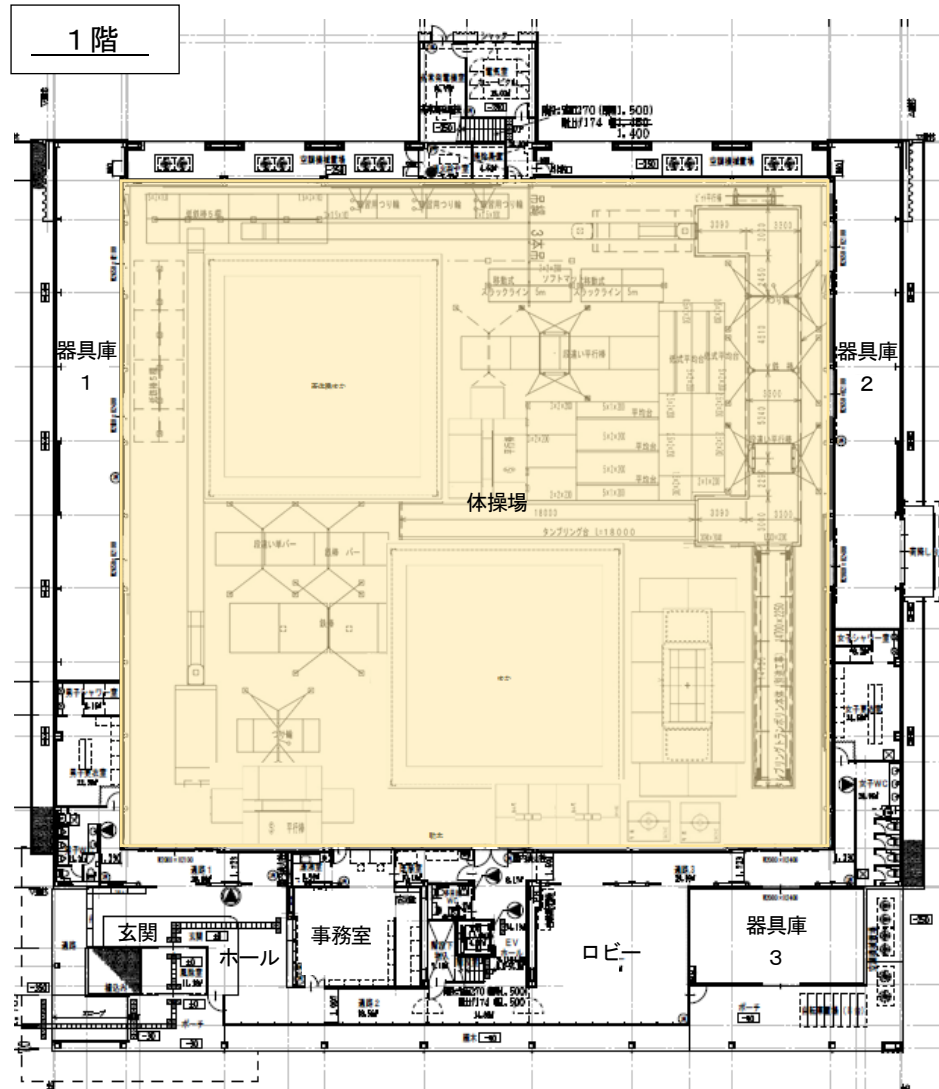
案内図



配置図

駐車場 156 台 (普通車) + 4 台 (障害者等用) = 160 台

平面図



総合事務所の時間外受付の見直し(案)について

上越市自治・市民環境部 自治・地域振興課

1 見直しの経緯

- 現在、平日の職員退庁後と土日・祝日の休日においては、市民の利便性の向上を図るため、木田庁舎及び各区総合事務所では、一部の窓口業務を実施しています。
- 主な業務は、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届等の「戸籍届の受付」、住民票の写し及び印鑑登録証明書の「時間外交付サービス」です。
- 平成30年度に約1,400の事業を対象として、事務事業の必要性や効率性等を検証する事務事業評価を行う中で、総合事務所の時間外受付における「戸籍届の受付」及び「時間外交付サービス」の実績を調査したところ、いずれの件数も少ない状況にあることが分かりました。
- このような状況から、全ての総合事務所で一律に時間外受付を開設する必要があるかという観点に立って、時間外受付体制を見直すこととしました。

2 見直しの概要

(1) 時間外受付を開設する総合事務所

- 現在、見直しの案として、総合事務所が所管する地域の地理的なまとまりの中で、戸籍届等の時間外受付の実績を考慮して、浦川原区、柿崎区、板倉区の総合事務所では、時間外受付を開設するものとします。
- 上記以外の10区(安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区)の総合事務所では、平日17時15分から翌日8時30分、また、土日・祝日は全日の時間外受付を開設しないものとします。

(2) 戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、これまでどおり、市民の皆さんがお住いの区にかかわらず、木田庁舎または時間外受付を開設する3か所の総合事務所のどの時間外受付でも手続きすることができます。

(3) 平日夜間等の総合事務所への電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合には、木田庁舎や時間外受付を継続する予定の総合事務所に電話が転送されるよ

うに設定し、転送先の当直が対応します。

<電話転送案>

○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎へ転送
○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所へ転送
○大瀨区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所へ転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所へ転送

(4) 防災行政無線について

- 災害時における避難情報の発令等の放送については、これまでどおり職員が対応します。
- 火災の発生・鎮火、停電に関する放送は、消防団の出動命令については、消防団メールにより団員へ出動命令を発出し、参集対応を図っていること等を踏まえ、原則、行いません。
※火災で大規模な延焼のおそれがある場合や、大規模かつ長時間の停電が生じた場合は、この原則によらず対応を図ります。
- 火災や停電情報を得るための方法については、具体的に別途、お知らせします。
- 市が配信している「安全メール」に登録いただくことで、災害や犯罪、交通事故などに関する情報を携帯電話やパソコンのメールで受け取り、文字情報として確認することができます。

(参考)「安全メール」でお知らせする内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）昼夜を問わず配信④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報など） |
|--|

(参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおり 8 時 30 分から 22 時までご利用いただけます。

3 今後の予定

- 見直し案による対応方法について検討や準備を進め、早ければ令和 2 年 4 月から見直した内容で実施したいと考えています。

総合事務所時間外受付に関する大湊区の状況

1 戸籍届受付状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
死亡届	39	27	35
出生届	0	1	1
婚姻届	1	0	0
離婚届等	1	2	1

2 証明書交付状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
住民票・印鑑証明	23	27	38

3 電話対応状況（平成 30 年度）

		昼間 (8:30~17:15)	夜間 (17:15~翌 8:30)	合計
合計	平日	—	15	15
	休日	30	0	30
	合計	30	15	45
月平均	平日	—	1.3	1.3
	休日	2.5	0.0	2.5
	合計	2.5	1.3	3.8

※火災やクマ目撃の通報など宿日直日誌に記録が残っているものを集計。

4 火災発生状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
年間発生件数	1	2	4
うち時間外 (平日の 17:15~翌 8:30 休日の全部)	1	1	3

※発生時と鎮火時に防災行政無線で放送。

5 時間外受付関連経費（令和元年度契約額）

内 容	金 額
時間外受付業務委託	約 1,225 万円
機械警備業務委託	—
行政事務嘱託員報酬	約 16 万円
合 計	約 1,241 万円